

土免定

竹銀立藪開

一地四石貳斗七升 弘岡下ノ村

新田

壹斗九升 上畑三ツ成

五升 中畑貳ツ成

内 壹石四斗五升七合 下畑壹ツ成

貳石四斗八升 下々畑三步

九升三合 上田五ツ七步

ノ

右之通今年より来未年迄貳ヶ年

土免極遣候条工物無甲乙割合可令

納所若損毛等於有之者可申来

見直し可遣者也

野本源左衛門

文政五年 毛利壽作

小坂作之進

御代官

右村庄屋老

百性中

【註一】立銀竹藪開…たてぎんたけやぶびらき。新田の一種で、竹税を納めていた竹藪を開発したものである。